

何が 変わるの ?

18歳から成人になることで期待される若者の自立と社会参加。できることが増える一方、消費者トラブルの増加が心配されています。成年年齢引き下げによる注意点について、消費生活相談員の田中愛美さんに話を聞きました。



消費生活相談員(菊陽町・大津町)
田中愛美さん

消費生活相談員とは

各自治体に設置している消費生活センターや消費生活相談窓口で相談を受け付ける専門員。中立・公正な立場で、商品やサービスなど消費生活全般の問い合わせやトラブルの解決に努めています。

成人になると保護者の同意なしでさまざまな契約ができ、4月からは18・19歳の人も自分の意思で契約できるようになります。一方、責任を負うのも自分自身。未成年が保護者の同意なく行った契約は取り消すことが法律によって認められています。しかし、新たに成人となる18・19歳の人は未成年者取消権が適用されません。契約時には契約書をしっかり読み、家族や先生に相談するなどして自分の身を守るようにしてください。

若者から受ける相談は、ネット通販やSNSの広告、美容に関する契約での詐欺に関するものが多いです。さまざまなものであふれている現在、契約は欠かせないものになっています。何か問題が起きたときには一人で抱え込まず、まずは相談してください。周りの人は、悩んだり困ったりしている若者が相談しやすい環境を作ってもらえるとありがたいですね。各市町には消費生活相談窓口もありますので、気軽にお問い合わせください。

可能性が広がる一方、責任も

相談しやすい環境を作ってほしい

成年年齢引き下げ



クイズ
できること、
できないことを
一緒に考えよう!

Q1

18歳になったら
携帯電話を
保護者の同意なく
契約できる



Q3

18歳から
飲酒や喫煙、
ギャンブルを
することができる



答えは
次のページ!



Q2

20歳ではなく
18歳から
国民年金の
支払いが始まる



Q4

これまで通り
女性は
16歳になったら
結婚できる



4月から成年年齢引き下げ

私たち、成人になります!



民法改正により18歳に引き下げられる成年年齢。どうして成年年齢を引き下げられるのでしょうか。何が変わって、何が変わらないのでしょうか。新しく成人になる皆さんと共に紹介します。

長く議論されてきた成年年齢引き下げ

検討の始まりは平成19年制定の「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）」。少子高齢化が続く中、あらゆる分野で若者も活躍できるよう、18歳から選挙権や成人としての権利を認め、大人の意識と自覚を持ってもらおうと公職選挙法や民法の見直しが進められてきました。

世界的にも18歳を成人とする国が多く、平成元年に

国連で採択された子どもの権利条約でも18歳未満を「児童（子ども）」と定義。成年年齢を18歳に引き下げることで、若者の自立と社会参加が進むことが期待されています。

【写真】「菊陽杉並木公園さん」の階段を登る新成人になる皆さん。左から梅島葵さん(菊陽町)、平田一斗さん(菊池市)、佐藤さくらさん(大津町)、吉田将長さん(合志市)。4月からは新成人として大人の仲間入りを果たします